

名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画

- 小さな取組が明日の地球を救う -

平成 1 4 年 3 月

名古屋港管理組合

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 実行計画の基本的事項	1
3 取組の目標	2
4 具体的な取組	4
5 取組の推進	8
6 実施状況の監視及び測定	8
7 実行計画の見直し	8

1 はじめに

環境問題への対応が、社会生活を営む上で不可欠な時代を迎え、港湾においても、平成6年3月に運輸省（現国土交通省）により、環境と共生する港湾（エコポート）の形成を目指し「新たな港湾環境政策」が策定され、自然環境と調和し、アメニティ豊かな港湾環境を創出していくことが求められるようになった。

このように、港湾行政を推進していく上で、環境への対応が欠くことのできない要素となっている現在、国際的な対応が求められている地球温暖化問題については、平成9年12月に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）で、京都議定書が採択された。この中で、我が国は、2008年から2012年における温室効果ガス排出量を1990年レベルから6%削減するということを約束した。

この目標値の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が制定され、本組合においても温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画を策定することが義務づけられた。

このため、法第8条の規定に基づき、温室効果ガス削減のための目標や具体的取組などを定めた「名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、全庁を挙げて環境に配慮した行動を積極的に推進するものである。

2 実行計画の基本的事項

(1) 目的

地球温暖化対策の推進を図るためには、行政機関、事業者、住民が、それぞれの社会経済活動やライフスタイルを見直し、温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

本組合も、従来より事務・事業を行うに当たっては、資源の効率的使用や再利用には十分な配慮をしてきたが、自らが電気、水道、燃料、大量の紙などを使っている事業者・消費者であることを認識し、温室効果ガスの抑制を図り、環境への負荷の低減を目指すものである。

(2) 期間

平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

実行計画については、取組の進ちょく状況、技術の発展、社会情勢等を勘案し必要な見直しを行う。

(3) 対象

実行計画に基づく環境に配慮した取組は、本組合が行う全ての事務・事業において実施する。

なお、本組合の外郭団体においてもこの計画の趣旨を踏まえた環境配慮等の取組が行われるよう必要な働きかけを行う。

3 取組の目標

本組合の事務・事業を行うに当たり、環境に配慮した取組の目標（表1）を定めるとともに、取組が積極的に推進されるよう、目標年度における事務、事業全体から排出する温室効果ガスの総排出量の削減目標（表2）を設定する。

表1 環境に配慮した取組の目標

項目	細項目	目標（平成18年度）	現状等（平成12年度）
1 財やサービスの購入に関する取組	(1) 用紙類の購入	(コピー用紙) 古紙配合率100% 白色度70%以下	古紙配合率70%以上 白色度70%以下
		(印刷物等) 古紙配合率70%以上 白色度80%以下	古紙配合率・白色度の指定なし
	(2) 低公害車の導入	(購入する車両の) 50%以上	低公害車は4台 (約5%)
	(3) 環境保全型製品 (エコ商品)の購入	(購入物品の) 60%以上	エコ商品購入の指定なし
2 財やサービスの使用に関する取組	(1) コピー用紙の使用量	30%削減※1	約25.5t/年
	(2) 水道使用量	10%削減※1	約6.8万m ³ /年
	(3) 電気使用量	事務 (単位面積当たり)10%削減※1	事務 約283万kwh/年
		施設※2 10%削減※1	施設 約1,259万kwh/年
	(4) 燃料使用量	公用車 10%削減※1	ガソリン 約46.8kl/年 軽油 約4.2kl/年 天然ガス 約1.7km ³ /年
		船舶 10%削減※1	重油 約272kl/年 軽油 約72kl/年
(5) ガス、石油等の燃料使用量	(単位面積当たり)10%削減※1	重油 約91kl/年 都市ガス 約7.0万m ³ /年 LPG 733m ³ /年 灯油 約1.5kl/年	
3 廃棄物に関する取組	(1) 廃棄物の減量化	(廃棄物の量) 25%以上削減※1	排出量 約8.3t/年
		(可燃ごみの量) 30%以上削減※1	可燃ごみの量 約7.1t/年
	(2) 紙類のリサイクル率	95%以上	約75%
4 建築物の建設及び土木工事等に関する取組	(1) 工事副産物の再利用率	(建設発生土) 100%	100%
		(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊) 100%	100%

※1 平成12年度の現状値に対する目標とする。

※2 施設とは、コンテナクレーンや道路照明などの事業用施設をいう。

表2 温室効果ガスの総排出量の削減に係る目標（平成18年度）

電気・燃料の使用、自動車の運行・船舶の航行等に伴って排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を平成18年度において、平成12年度の排出量から10%削減する。

なお、平成12年度において、本組合が自ら行った事務・事業（他者に委託して行う事務・事業を除く。）から排出される温室効果ガスの排出量は、表3のとおりである。

表3 事務・事業別の温室効果ガス排出量（平成12年度）

（単位：トン／年）

種類 活動内容	二酸化炭素	メタン		一酸化二窒素		CO ₂ 換算 量の合計
	排出量	排出量	CO ₂ 換算量	排出量	CO ₂ 換算量	
電気・燃料の 使用	5,915	0	0	0	0	5,915 (84.6%)
自動車の運行 船舶の航行	1,065	0.10	2	0.04	11	1,078 (15.4%)
合計	6,980 (99.8%)	0.10	2 (0.0%)	0.04	11 (0.2%)	6,993 (100%)

注1 総排出量の削減に係る目標に関連した活動に伴う温室効果ガスの排出量のみを示している。

注2 CO₂換算量は、法施行令第4条に定める地球温暖化係数を乗じて算出した。

4 具体的な取組

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
1 財やサービスの購入に関する取組	(1) 再生紙の使用拡大	ア コピー用紙については、古紙配合率が高く、白色度の低い再生紙を購入する。
		イ 印刷物については、古紙配合率が高く、白色度の低い再生紙を使用する。
		ウ トイレットペーパーなどの衛生用紙は、古紙配合率100%のものを購入する。
	(2) 環境に配慮した事務用品・機器等の率先購入	ア 紙製事務用品については古紙配合率の高い再生紙が使用されている製品を購入する。
		イ エコマーク・グリーンマーク等のある文房具を購入する。
		ウ 非フロン系エアゾール製品を購入する。
		エ 部品交換や長期の保守・修理サービスにより長期使用が可能な製品を購入する。
		オ 詰め替え可能な製品を購入し、使い捨て商品、リサイクルしにくい製品の購入を控える。
	(3) 低公害車・低燃費車の導入	ア 公用車の購入に当たっては、低公害性能、低燃費性能、価格、日常管理などを考慮し、積極的に導入する。
		イ ディーゼル排気微粒子除去フィルターの導入に努める。
	(4) 省エネ、節水型機器の選択	ア O A機器、電気製品の購入、更新に当たっては、省エネルギー型のものを導入する。
		イ 水道設備等は、節水型の採用に努める。
	(5) 適切な包装材の選択	ア 商品購入の際は簡易包装とし、過剰包装とならないようにする。また、二重包装となるような商品購入を控える。
		イ 記念品などの特別なものについても、できる限り包装の簡素化に努める。
	(6) 新聞・雑誌及び印刷物の有効利用による購入量の削減	ア 新聞・雑誌は、購入部数の減を図る。
		イ 印刷物の整理・統合を図り、印刷部数等の減を図る。
	(7) その他	ア 再生紙の使用に際しては、古紙配合率等を明示する。
		イ 貸与被服については、素材に廃ペットボトル等再生品を用いたものの購入に努める。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
2 財やサービスの使用に関する取組	(1) エネルギー使用量の削減	ア 執務室等の空調温度の適温化（冷房28℃以上、暖房18℃以下）に努める。
	イ 昼休み時間中は特別な事情のない限り消灯する。	
	ウ 執務時間中も不要な照明機器の消灯に努める。	
	エ 残業時は必要な場所以外は消灯する。	
	オ 庁舎の夜間照明については、必要最小限の時間とする。	
	カ OA機器の未使用時は電源を切るか、節電・省電力モードへの切替を行う。	
	キ 湯沸し器の種火は、未使用時には消す。	
	ク 夏期期間中はノーネクタイ・軽装などを励行する。	
	ケ エレベーターの使用を控える。	
	コ 太陽光・風力等自然エネルギーの活用を検討する。	
	サ 遮熱ガラス、フィルム、ひさし、外壁の緑化などの工夫により室温の調整に努める。	
	(2) 港湾施設におけるエネルギー使用量の削減	ア 使用していない施設の照明機器の消灯に努める。
	イ 施設内の屋外照明は、照度・照射方向の適正化、時間帯の縮減、一部消灯を図る。	
	ウ エネルギー効率の高い照明器具に随時更新するよう努める。	
	エ 管理棟内の電気施設の節電に努める。	
	オ 太陽光・風力等自然エネルギーの活用を検討する。	
	(3) 庁舎等における節水の推進	ア 水道水圧の調節、トイレ用水の水量調節、日常における節水の励行等により、庁舎等における水道水の使用量削減に努める。
	イ 公用車の洗車に当たっては、無駄がないよう努める。	

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(4) 用紙類等の使用量の削減	ア 会議資料の簡素化、縮小化、共有化を徹底する。
		イ 両面印刷、両面コピーを徹底する。
		ウ 使用済み用紙の裏面を有効活用する。
		エ 事務手続の情報化、ペーパーレス化を図る。
		オ 事務連絡袋の再使用に努める。
	(5) 備品等の有効利用	ア 備品等の効率的管理により、回収、再利用に努める。
		イ 図書の共用利用に努める。
	(6) 公用車の燃料使用量の削減	ア できる限り公共交通機関等を利用し、自動車の使用を自粛するよう努める。
		イ 公用車の効率的な管理に努め、低燃費車を優先的に使用する。
		ウ 暖機運転はしない。停車時はエンジンを切るように努める。また、管理委託している駐車場の利用者に協力要請を行う。
		エ 走行時は、急発進、急ブレーキを避け、経済速度による運転に努める。
	(7) 船舶の燃料使用量の削減	ア 経済運航に努める。
	3 廃棄物に関する取組	(1) 廃棄物の発生の抑制
(2) 廃棄物の減量とリサイクルの促進		ア 紙類の回収箱・リサイクル可能なシュレッダーを利用し紙の再利用を図る。
		イ トナーカートリッジ、インクリボンなど、製品の再生利用を促進する。
(3) 温室効果ガスの廃棄時等の適切な処理	ア フロン、ハロンなどの廃棄時等、大気への漏出に注意を払い、適切な処理を行う。	
4 建築物の建設及び土木工事等に関する取組	(1) 省エネルギー化の推進	ア 省エネルギータイプの設備機器類の採用を極力図る。
		イ 用途に適した照明制御システムの検討や蓄熱式空調システム等電力平準化設備の導入に努める。
		ウ 太陽光・風力等自然エネルギーの活用を検討する。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(2) 水利用の合理化	ア 節水型水栓等の節水機器の採用に努める。
	(3) より環境負荷の少ない材料・設備機器等の選択	ア 設備の新設・改良時には、都市ガス等を熱源とする空調設備の採用に努める。
		イ 新技術、新工法の情報収集に努める。
	(4) 環境負荷の少ない工事の推進	ア 発注工事における建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を100%再利用するように努める。
		イ 建設資材については高炉セメント、鉄鋼スラグ、再生材料（改良土、RC-40、再生加熱アスファルト混合物等）をできる限り使用する。
		ウ 木製型枠の使用を抑制し、代替素材や反復利用が可能な型枠の使用や二次製品の採用に努める。
		エ 騒音・振動を抑制する低公害型建設機械の採用に努める。
		オ 廃棄物の適正処理を図る。
	(5) 自然環境の保全と推進	ア 冷媒フロンの回収徹底を図る。
		イ 環境に配慮した港湾緑地の整備を推進する。

5 取組の推進

(1) 推進体制の整備

名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画推進の手引き（以下「手引き」という。）に基づき、取組を推進する。

(2) 職員に対する研修

ア 実行計画書を全職員に周知し、地球温暖化対策の推進について意識の向上を図る。

イ 庁内LAN等により環境に関する最新の情報を提供するとともに、職場・職員の意見を聴取する。

ウ 職員研修に環境に配慮した取組のカリキュラムを採り入れる。

(3) 港湾施設使用者及び工事請負者に対する協力要請

本組合の事務・事業における環境保全に配慮した取組を港湾施設使用者及び工事請負業者に理解していただくとともに、環境負荷低減のための協力要請をする。

6 実施状況の監視及び測定

手引きに基づき、監視及び測定を行う。

また、実施状況の結果については、毎年公表する。

7 実行計画の見直し

実施状況の結果を踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しを行う。

平成14年 3月 1日 策定

平成15年 2月14日 一部変更